

長井市告示 第26号

長井市健康アプリサービス利用公募型プロポーザル実施要領を次のとおり定める。

令和8年1月28日

長井市長 内谷 重治

長井市健康アプリサービス利用公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、市民が直接的に健康増進を意識し、健康的な生活習慣の定着を図ることで生活習慣病の発症と重症化を予防し、運動への動機づけ、生活習慣に気づきを得ることを目的として、スマートフォン専用アプリケーション、もしくはウェブ（以下「アプリ」という。）を活用したツールを導入する公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

（1）業務名

長井市健康アプリサービス利用

（2）業務内容

歩数計測、体重管理、健康情報の発信等の機能を有したアプリの構築・運用保守を含むサービス提供。

詳細は別紙仕様書のとおり

（3）履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

※令和8年3月31日から本格稼働を想定

（4）提案上限額

総額9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、内訳は次のとおり

① 契約締結の日から令和8年3月31日まで

上限額3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

② 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

上限額3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

③ 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

上限額3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 費用

初年度の提案額には、アプリサービス利用料のほか、構築にかかる初期費用等も含めること。

また、業務の実施に必要な費用、打ち合わせ・納品に係る交通費など、全ての費用を含むものとする。

3 プロポーザルに係る事項

(1) 名称

長井市健康アプリサービス利用公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 方式

公募型

(3) 審査方法

市が別で定める委員により組織された「長井市健康アプリサービス利用公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、最適な受託候補者を選定するものとする。

(4) 参加要件

以下の要件をすべて満たすものとする。

- ① 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- ⑥ 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- ⑦ 業務一括を再委託しないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

- ⑨ 契約期間中は、打合せ等に迅速に対応できること。
- ⑩ 常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って市担当者との連絡調整ができるここと。

(5) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、最適な受託候補者を選定するため、本業務における具体的な取り組み方法について仕様書に基づき、提案を求めるものである。また、契約締結後に企画提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者と協議のうえ着手するものとする。

4 プロポーザルの日程

期 日	内 容
令和8年1月28日（水）	プロポーザル参加者の募集
2月4日（水）17時	参加表明書等及び質問書提出期限
2月9日（月）	プロポーザルに係る質問書の回答
2月12日（木）17時	企画提案書等の提出期限
2月20日（金）13時15分から	面接審査（プレゼンテーション等）
2月24日（火）	審査結果通知

5 プロポーザルの事務手順

(1) プロポーザル参加者の募集

- ① 募集方法：長井市役所の掲示場への掲示及び長井市ホームページで公募する。
- ② 公募期間：令和8年1月28日（水）から2月4日（水）まで

(2) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり書類等を提出すること。

- ① 提出期限：令和8年2月4日（水）午後5時必着
- ② 提出書類
 - ア 参加表明書 (様式第1号) 1部
 - イ 会社概要 (様式第2号) 8部
 - ウ 類似業務実績調書 (様式第3号) 8部
 - エ 長井市健康アプリ機能要件一覧 (様式第4号) 2部

※ 本市の令和7年度指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合は、別紙1の書類を併せて提出すること。

- ③ 提出方法：持参又は郵送
- ④ 提出先：下記10のとおり

(3) プロポーザルに係る質問書の提出

本要綱又は仕様書に質疑がある場合は、参加表明書と併せて質問書（様式第5号）を1部提出すること。

(4) プロポーザルに係る質問書の回答

回答は、令和8年2月9日（月）まで参加表明書提出者全員にメールにて行う。

(5) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和8年2月12日（木）午後5時必着

② 提出書類

ア 企画提案書（任意様式） 8部

- ・仕様書に掲げる各事項について、具体的な提案を行うこと。なお、業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。
- ・企画提案書等は書面及び電子データを提出すること。
- ・書面（用紙）はA4版とし、両面印刷とする。頁数は表紙・目次を含めて 20頁以内とすること。なお、A3版折込を入れる場合は、2頁扱いとする。
- ・電子データは、マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイントのいずれかの形式又はPDF形式によるものとし、CD-ROMに保存した上で提出すること。
- ・企画提案書の提出は1社1案とすること。

イ 見積書及び見積内訳書（任意様式） 8部

- ・金額は、税抜価格及び税込価格を記載すること。
- ・仕様書の業務内容の内訳が分かるように見積もること。
- ・見積内訳書には、アプリサービス利用料を月単位で見積もるとともに、年度ごとの内訳と見積額を記載すること。

③ 提出方法：持参又は郵送

④ 提出先：下記10のとおり

（6）審査

下記のとおり面接審査（提出書類等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。審査は、長井市健康アプリサービス利用公募型プロポーザル審査委員会が実施し、別紙1「長井市健康アプリサービス利用公募型プロポーザル 審査票」の審査基準に基づき契約候補者を選定する。面接審査の詳細な時間については参加申込者に別途通知する。

① 日 時：令和8年2月20日（金）午後1時15分から

② 場 所：長井市役所3階 防災研修室2・3（長井市栄町1番1号）

③ 内 容：プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に行う。プレゼンテーションは企画提案書の内容により説明することとし、資料の差替えや追加は認めない。出席者は3名以内とする。面接審査は、非公開とする。

④ 設定時間：1事業者につき30分以内

※プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内

※6.5インチ大型モニター（HDMI接続）のみ市が準備する。

※パソコン等は各自準備すること。

6 審査結果の通知

審査結果は、決定後速やかに通知する。なお、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

審査委員会において契約候補者となった者と提案された内容を基本として協議を行い、仕様を確定させたうえで、契約を締結する。ただし、契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者と交渉することとする。

8 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を損なう行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- (3) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (4) 本要綱に定めのない事項については、適宜市が判断するものとする。

10 連絡・書類等提出先

(1) 連絡先

長井市健康スポーツ課健康推進室 担当：佐々木、齋藤

住所：〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

電話：0238-82-8009 FAX：0238-87-3310

E-Mail：kenko@city.nagai.yamagata.jp

(2) 提出方法

郵送（一般書留）又は持参

※ 郵送の場合は、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。

※ 既に提出した企画提案書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。

※ 提出期限を過ぎて到着したもの、普通郵便、宅配便などの指定方法以外で送達されたものは受理しない。

(3) 提出先

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

長井市役所 健康スポーツ課健康推進室 佐々木、齋藤 宛

(別紙1)

本市の令和7年度指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合は、下記の書類を併せて提出すること。

提出部数 各1部

番号	提出書類名	摘要
1	登記事項証明書（原本）	法人) 商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可） 個人) 住民票等住所がわかる証明書 ※ 発行後3か月を超えないもの
2	納税証明書（原本）	下記の「表1」を参照 ※ 発行後3か月を超えないもの
3	印鑑証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した 実印の証明書 ※ 発行後3か月を超えないもの
4	暴力団排除に係る誓約書	様式第6号
5	委任状	任意様式 支店・営業所の場合、本社の委任状
6	提出書類チェックリスト	任意様式 提出書類をチェックすること。 提出書類の先頭に添付し書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

「表1」

区分	市税関係（長井市市民課にて交付）	国税関係（最寄りの税務署にて交付）
市内の個人業者	個人市民税⇒ <u>納税証明書</u> (<u>完納証明書</u> ではありません)	消費税 ⇒ <u>納税証明書「その3」</u>
市内の法人	法人市民税⇒ <u>納税証明書</u> (<u>完納証明書</u> ではありません)	消費税 ⇒ <u>納税証明書「その3」</u>
市外の個人業者		所得税・消費税 ⇒ <u>納税証明書「その3の2」</u>
市外の法人		法人税・消費税 ⇒ <u>納税証明書「その3の3」</u>

長井市健康アプリサービス利用公募型プロポーザル 審査票

プロポーザル参加事業者名	
--------------	--

◎提案評価

No	評価項目	審査基準	配点 (1人当たり)	評価 (満足・やや満足・普通・やや不満・不 満)
1	業務に対する理解	本事業で実現したい内容を理解しているか。 提案内容は仕様書上の目的や業務内容を理解し、合致した内容となっているか。	20	20 · 16 · 12 · 8 · 4
2	適切な業務の遂行等	本業務の目的を達成できるような適切な業務体制となっているか。	20	20 · 16 · 12 · 8 · 4
3	システム操作性・機能性	市民にとって分かりやすいシステム操作とビジュアルとなっており、継続的に健康づくりに取り組むことができるアプリであるか。	35	35 · 28 · 21 · 14 · 7
4	健康づくりへの工夫と情報根拠	市民が継続してアプリを利用し健康づくりを取り組むことができる工夫があるか。 また、アプリ内における情報は、医学的・科学的根拠やガイドラインに基づいているか。	35	35 · 28 · 21 · 14 · 7
5	運用・サポート体制	アプリを利用するにあたり、システムの運用・研修・問い合わせ等のサポート体制は十分か。	20	20 · 16 · 12 · 8 · 4
6	説明、質疑応答、意欲等	内容が理解しやすく、的確な提案説明となっているか。 また、質疑事項に対して的確な応答ができるおり、本業務に対する意欲を強く感じることができるか。	20	20 · 16 · 12 · 8 · 4
提案評価合計			150	